

議案第7号

平成15年度事業計画決定の件

平成15年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画(案)を次のとおり策定したので、承認を求める。

平成15年度事業計画(案)

第1 基本方針

1. リーガルサポートは、設立後4年目の活動に入った。この間、リーガルサポートは成年後見の受け皿としての使命を自覚し、制度普及に関する総合的事業を展開してきた。なぜなら、制度があまり知られておらず、家庭裁判所への申立て件数が少ない状況において、リーガルサポートが先頭にたって普及活動を行なわなければ、新しい制度が「使えない制度」になってしまう恐れを抱いたからである。制度施行当時、普及の面においてやや閉塞感が漂う中で、リーガルサポートの果たした役割は大きく、とりわけ全国一斉無料成年後見相談、成年後見人養成講座、公益信託成年後見助成基金設定等の活動は社会的注目を集め、普及に大きく貢献した。

しかし、関係者の努力により成年後見制度は徐々に知られるようになった。それが実際の利用に結びついていないという指摘もあるものの、後見事務の担い手等社会的インフラ整備の改善に伴い、普及も促進されるようになってきた。さらに、いくつかの民間企業、団体等が、普及ビデオを製作したり、研修プログラムの開発を始めたり、さらに養成講座の開催を検討するなどの動きが活発になってきている。これらの動きはリーガルサポートの設立時には考えられなかったことである(例えば、当初、養成講座を外部委託しようと試みたがあまり反応がなかった)。今後は、より多くの人々が制度を知り、利用を検討する機会が増え、普及の方向性は鮮明になってきたと考えてよい。

その認識を踏まえれば、成年後見制度も広報から利用の段階に入り、リーガルサポートの事業もこれに則した新しい局面を迎えたと言える。すなわち、リーガルサポートでは、自らの足下を見つめ直しつつ、リーガルサポートにふさわしい活動、リーガルサポートでなければできない事業、すなわち「原点」を見据えた活動を選択して取り組む必要がある。

2. 今後、成年後見分野には、行政機関及びその外郭団体、職能団体、非営利団体、民間企業等の参入が増加すると考えられるが、職業として後見活動を行うのであれば、等しく公正で福祉を旨とした財産管理や身上監護が要求される。これを踏まえると、現状においては、職業後見人として制度の理念に沿った活動が可能な団体としては、リーガルサポートが最右翼に立つ。それは、リーガルサポートには、その後見人を支援するための研修と執務管理体制が整備されているからである。まだ不十分ではあるが、リーガルサポートが家庭裁判所等から大きな信頼を得る要因となっている。その体制が充実すれば、成年後見制度の適切な運用に大きく役立つ。職業後見人の能力担保装置として誇りうるシステムを開発したといえる。

以上を整理すると、リーガルサポートの原点は「職業後見人としての活動とそれを支える研修と執務管理にある」ということができる。さらに法人後見という可能性のある機能を備えていることも強みである。

この視点から平成15年度事業計画の基本方針を策定すると、目的を具体化するための組織機能の整備・充実にこそ向けられるべきである。この場合の内部組織というのは閉鎖されたものでなく、社会に向かって大きな広がりをもつ構図を指している。

具体的には、第1に職業後見人として実践活動ができるための研修、業務研修、そして執務の具体的支援である。新しい分野であるので、会員が迷ったり、孤立したり、独善にならないような体制をつくる必要がある。

第2に、執務管理体制の改善・充実が早急な手当てが求められている。受託件数の大幅増加を予測すれば、統一的な指導監督要領（基準）を策定するとともに、本部と支部との役割分担を明確にしなければならない。支部への事務移譲についても、該当支部の体制をみながら段階的にすすめたい。その意味でも、昨年度、実験的に始まった本部と東京支部の共同作業は今後の試金石となる。

第3に、法人後見体制の整備・充実である。法人後見はリーガルサポートの専門性と独自性があり、その整備・充実を通して社会的役割をいかに発揮できる。

第4に、監督機能の整備・充実である。会員、法人ともに監督はリーガルサポートでなければ容易に取り組めない活動である。

第5は、会員の入会促進である。普及はさらに進むが、ではいったい誰が後見人の担い手になるのかという問題が大きくクローズアップされるであろう。親族後見人については「いくら親族といっても財産目録が作成でき、事務内容を家庭裁判所に報告できる能力と知識がないと選任するのは難しい」という家事審判官の発言に見られるように、親族後見人の候補者は吟味される段階に入ったといえる。職業後見人の需要が必然的に高まる傾向にあり、それに見合った供給体制はリーガルサポートが用意する必要がある。

3. 以上の重要項目を中心とする組織機能の整備・充実に事業を行う。その外延に支部運営会議や関係機関及び関係団体との交流、ネットワーク作りの推進等の事業が位置する。その関係を踏まえると、リーガルサポートの組織機能の整備・充実は、そのま

ま制度全体の環境整備にも波及効果を及ぼす。リーガルサポートの会員状況、事務局体制、財源等を考慮すると、事業の効率化、スリム化に向けて組織改善を図る時期にあるといえる。

4. なお、視点を成年後見制度をとりまく社会全体に向けた場合、現在における制度の課題としては、以下の3点が考えられる。

1つは、制度の普及浸透である。平成12年の介護保険制度の導入や平成15年における支援費制度の導入により、福祉サービスの利用制度化がはかられ「措置から契約」へと大きく制度は変わったにもかかわらず、それほど成年後見制度の利用件数は飛躍的には伸びてはいない。ここには、利用者側の意識とそこに関わるものの意識の問題もあるが、相談窓口の不在、制度広報の不十分さ、後見費用の負担の問題等も理由としてあげることができよう。我々としては、本来この制度を必要としている方々の少しでも多くの方が制度利用が可能になるための方策を考えていかねばならない。

2つめとして、社会的インフラの整備の問題があげられる。これには、後見事件を取り扱う家庭裁判所の態勢の問題や後見事務の担い手である後見人の育成・確保の問題があげられる。

全国の家庭裁判所では、後見事件の急増により、その申立の調査、後見監督事件の管理等に苦慮している。今後、家裁の中の人員だけでは中長期的に考えるととても事務処理が間に合わなくなってくることも考えられえ。リーガルサポートとしては、後見事件についての専門家の活用を促すとともに、一定の範囲内で家庭裁判所と連携をとっていくことも視野にいれ、活動していく必要がある。

また、福祉法の規定に基づく市町村長の申立てについても、成年後見制度利用支援事業とともに、もっと積極的な利用が図られるよう行政等への働きかけが必要である。

3つめとして、後見人の報酬と執務のあり方についての問題がある。後見人と身元引受・身元保証の問題については、当法人ではいち早く平成12年8月9日LS発第95号にて、一定の見解を示してきたところであるが、こうした問題以外にも、医療行為の同意、死後の事務、など社会的コンセンサスや法的手当てが必要な分野というものがある。こうした問題について、他の専門職能、関係機関、関係団体、学界とも連携協力のもと、一定のガイドライン作りに着手しなければならない。リーガルサポートとしては、新しい分野への挑戦をおそれず、オピニオンリーダーとしての役割を自覚する必要がある。これらの課題を踏まえ、対外的事業を行っていく必要がある。

第2 具体的事業計画

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 会員執務の支援

成年後見制度及びその周辺知識に関する業務研究については、「実践成年後見」の充実に伴い同編集委員会が設置されたことにより、業務研究委員会の果たす役割も益々重要になっていくものと思われる。

そこで、平成 15 年度においては、いくつかのブロックに希望する研究テーマを募り、提出された研究報告をもとに、その成果を実践成年後見や成年後見法学会等で発表できるよう、他の委員会との連携も視野に入れた事業遂行を行う。

また、各ブロックごとに実務担当者会議（仮称）を開催し、その中で日頃の業務のなかで直面する事例問題を中心に研究発表し、各支部やブロック間の情報、意見交換の場を提供していきたい。

(2) 会員執務の管理

平成 15 年 3 月末時点で法定後見関連 499 件、任意後見・任意代理関連 351 件、合計 850 件（この内、247 件が平成 14 年度の新規受託件数である。）に関する業務報告書が各支部から本部に提出されている。家庭裁判所による成年後見人等への選任が増加している状況を考慮すると 1000 件を超えるため、会員の行う執務に対する指導・監督体制をさらに充実させる必要がある。

支部における指導・監督体制の強化

業務報告書は支部（長）を通じて本部へ提出されるため、本部だけでなく支部における管理体制の充実が急がれる。平成 14 年度に改訂された様式により会員が業務報告書を作成し提出することを、各支部において徹底して頂きたい。そのため、会員に対しては業務報告書の記載等の要領に関して、支部役員に対しては業務報告書の管理方法等に関する研修会等を行う。また、会員から提出された業務報告書につき統一的な指導監督を行うための基準（チェックマニュアル）を作成する。

継続受託事件数が東京支部では 300 件を超えており、50 件を超える支部も札幌、神奈川、埼玉、千葉県、大阪、京都、兵庫、福岡と 8 部あり、今後も継続事件数は増加するため本部だけでなく支部における事件受託や定率会費の管理が重要となる。一部の支部ではすでにこれらの管理が行われているが、統一した『後見事務等報告書管理簿』の様式や管理方法が望ましいと考えるので、すでに管理を開始している支部の意見も取り入れて、支部でのこれらの管理方法も検討していく。

業務報告書の委託保管の拡大

受託事件数の増加に伴い各支部から提出される業務報告書の保管場所の確保も大きな問題であるため、継続受託事件数が 200 件を超えた東京支部に対して平成 14 年 10 月から業務報告書の保管委託を開始した。平成 15 年度は継続事件数の多い支部を対象に、この業務報告書の保管委託の拡大を業務報告書の管理方法と合わせて検討していく。

本部における執務管理事務の支部への移譲の検討

現在、本部では執務管理委員会の 13 名で全国の支部から提出される業務報告書をチェックして業務に関する指導監督を行っている。しかし、継続事件数が 1,348 件となり既に現在の人員による管理の限界に達している。社会的な要請を考えると、今後とも会員が新たに受託する事件は増加し、しかも既に受託した事件（いわゆる継続事件）の管理を考えると、本部の執務管理委員会の人員を増加しただけで解決できる問題ではないと考えるため、本部における執務管理事務を支部へ移譲することを「業務報告書の委託保管」とともに検討する。

業務報告書の提出頻度の検討

現在、会員は法定後見人等あるいは任意後見人・任意代理人に就任したときは、各支部の運営規程に基づき所属する支部長に対して原則として 1 ヶ月に一度業務に関する報告書を提出する必要がある。業務の内容等に応じて、業務報告書の提出頻度について検討する。

後見業務支援ソフトの導入の検討。

会計ソフトと連動した後見業務報告書に関する「後見業務支援ソフト」の導入についての検討を行う。

(3) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度の発展とともに法人後見及び法人後見監督の必要性はさらに高まっていくと思われる。例えば、法定後見で本人・利害関係人に問題がある場合、任意後見では大規模な老人ホームの多数の入居者からの依頼、信託銀行からの要望、そして神戸家庭裁判所を代表とする後見監督人への就任要請など枚挙に暇がない。

そのような需要にこたえるために、下記の点に重点をおいた事業を展開する。

本部組織の確立の推進

支部からの法人後見等の承認申請に対するレスポンスを高める。

不祥事予防のための監督体制を徹底する。

支部組織の確立の推進

支部法人後見部あるいは支部役員会を活用した、支部における監督体制の確立を推進する。

本部・支部の情報の共有

本部・支部間の情報・意識を共有するため、本部支部間との連絡を密にする。

本部・支部の密接な情報交換のため本部における担当制を敷く。

法人後見マニュアルの作成に努める。

法人後見の受任基準について提言を行う。

「法人後見事務取扱標準報酬規程」の作成

(4) 支部研修等に対するバックアップ体制の充実

昨年度実施した支部運営会議での意見や研修に関するアンケート結果からは、各支部における研修に関する労苦が伺える。その負担を軽減するためには、研修成果を多くの支部で共有する体制が必要となる。そのために、本部及び各支部の持つ研修講師等の人的ソフト、講演録・ビデオ等の文書・画像ソフトについての情報の収集をし、各支部に提供していく。

また、上記の情報提供、アンケート結果及び支部運営会議で出された意見を踏まえ、研修規程、同実施要綱の見直しについて検討する。

(5) 共通補助教材の作成等

現在あるテキストについては、会員の内部研修向け資料であると同時に、有識者に向けて成年後見制度の必要性を訴え、リーガルサポートにおける研修の充実度をアピールする対外的側面があった。

後者の対外的アピールに関しては、「実践成年後見」の充実及び成年後見法学会への参画の中でかなり効果が期待できるようになった。しかし、前者の会員向け研修については、成年後見に関する共通教材が不足しているところから、その早期の作成が待たれるところと思われる。そこで、本年度は成年後見の日常的な執務に重点を置いた共通補助教材等の作成を行う。

(6) インターネットホームページの充実

成年後見制度に関する各種の情報伝達、資料提供、会員の意見交換等の場として、現在公開しているインターネットホームページの充実維持に努める。

(7) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

対内的広報活動として、時機を得た各種の情報伝達を行っていく観点から、会員通信並びに日司連の『月報司法書士』への投稿を継続していく。

(8) 会員管理と事務局体制の充実

・事務局の運営及び事務局体制の充実

本法人の会員数は平成 15 年 4 月 1 日現在 3,083 名である。新しい局面を迎えた本法人の事業は、組織機能の整備・充実を図りながら、事業の効率化、スリム化に向けて、内部組織の改善を図る時期にある。

現在の、専務理事及び事務局職員 3 名の体制を維持していくうえでも、総務委員会の一層の協力要請を図っていく。

・本部支部間の連絡体制の強化

支部運営会議を有効に開催し、本部支部の活動状況と問題点、課題について協議

を行い、本部と支部との役割分担を明確にするよう図る。

- ・正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

制度の普及はさらに進み、職業後見人の需要が必然的に高まる傾向にあり、それに見合った供給体制を用意する必要があることから、正会員の入会促進を行うとともに、後見人等候補者名簿への登載を推進する。

- ・賛助会員及び寄付金の募集

本法人の設立趣旨と社会的意義の理解と普及に努め、賛助会員及び寄付金の募集を行う。特に賛助会員の募集を重点に行い、財政基盤の確立をはかる。

また、昨年まで助成を受けていた(財)日本財団に代わる補助金、助成金等の交付可能な団体の調査、検討を行う。

- ・定款・諸規則・諸規程の整備

- ・各種名簿の管理

会員名簿・後見人候補者名簿等各種名簿の管理を行う。また後見人候補者名簿・後見監督人候補者名簿登載者への登載証明書の発行事務を行う。

- ・包括補償保険制度の検討

包括補償保険制度については、司法書士ないし司法書士法人の業務範囲規定と職務賠償保険の範囲にも関連して検討を行う。

- ・本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネット利用会計処理システムを昨年度テスト導入した結果を踏まえ、今年度は、半数以上の支部への導入を図り、来年度の完全実施に向けた「導入説明会」を開催する。

- ・効果的財務態勢の確立

公益事業を中心に各事業にかかる適正かつ効果的な予算支出を確保し、各支部における財務状況の把握と各支部と本部との統一的な会計処理システムを構築する。また、公益法人の指導監督基準に準拠したより一層強固な財務会計態勢を確立する。

(9) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

本基金の助成対象者は、運営委員会の選考を経て、受託者である三菱信託銀行が決定するが、受付整理等の受付事務の一部を当法人の総務委員会が委託をうけて行う。

(10) 業務審査委員会

定款上の本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審議を中心として、成年後見実務上の問題点に関する検討及び会員へのアドバイス等も随時協議していくこととする。2か月に1回を原則とした会議を開催する。

(11)意思能力調査委員会準備室

意思能力調査委員会準備室では、医師の診断書に代わるものとして、また審判手続きの促進を図り、遠望的には鑑定書に代わる方向性を試行して、昨年度ソーシャルレポート聴取録を試作した。本年度においては、関係者の意見を聞くとともに、各地で現実に使用し、その改善を図るとともにその利用の可能性を探っていく。

また、任意後見契約の締結及び法定後見申立ての資料として、当法人としての能力判定基準及び能力判定システムの構築の検討を行う。

2．成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

対外的広報活動として、昨年と同様に、9月の老人保健週間にあわせ全国一斉無料成年後見相談会を開催し、成年後見制度の利用促進に繋げたい。

(2) 小冊子「いつもあなたのそばに」の改訂版等の発行

対外的広報活動の素材として、昨年度事業に加え、制度普及のための新規パンフレットを作成する。また、広報活動の助成のための物品を作成する。

(3) 成年後見出前講座

対外的広報活動として、出張講座等を実施し、行政や関連団体及びマスコミ等への情報提供をより積極的に行い、リーガルサポートならびに成年後見制度の利用促進に繋げていく。

3．社会的インフラの整備に関する事業

(1) 成年後見人養成講座の開催

平成15年度は、成年後見人養成講座に使用する共通テキストと講座開催マニュアルを作成のうえ、全国各支部の開催状況の整理把握等を行い、全国においてより一層質の高い講座内容を維持した講座の開催に努める。

具体的な講座の運営については、本部と支部が緊密な連携のもと開催することとする。

(2) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

設立後3年間で醸成された各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努める。

また、昨年度まで8団体と業務協定を締結しているが、今年度も需要に応じ検討・実施に努める。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 成年後見法学会の設立支援

現在、本年11月を目途に、学者、弁護士、社会福祉士及び司法書士の手で、成年後見法学会の設立準備が進められている。成年後見法学会の設立は、現在、リーガルサポートが丸抱えしている成年後見に関する各種事業の役割分担を図り、ネットワークの構築・強化に大きな力となることが予測される。

リーガルサポートは、この学会の設立を強力に支援する。具体的には、当面、

- ・準備委員の派遣
- ・設立後における役員の派遣
- ・法人会員としての入会

が考えられる。その他の事項については、学会設立準備の進捗状況を見ながら、柔軟に対応する。

(2) 「実践成年後見」誌の責任編集等

「実践成年後見」誌については、各界からの高い評価が寄せられていることを受け、平成15年度からは、春・夏・秋・冬年4回責任編集を行う。

本誌を通じて、後見事務等にかかる実務上の問題点についての研究、情報交換、関係者相互の幅広いネットワークの構築を目指す。

(3) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

研修事業に関しては、本部にも自治体等会員以外からの研修講師等の派遣要請もあるが、前述したように、本部及び各支部の持つ研修講師等の人的ソフトの情報収集結果にもとづき、本部もしくは各支部に対して適切な講師の派遣を要請している。今後の協力関係も踏まえて、地域からの要請には地域でこたえるというスタンスで対応していく。